

## 寄付金の取り扱いについて

1. 寄付金の種類・受け入れる法人がどのように扱うかによって異なる。

(1) 公益社団法人・公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄付金

① 次の要件を満たすと認められるものとして財務大臣が指定したもの、指定寄付金

1) 広く一般に募集されるもの

2) 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出が緊急を要するものに充てられることが確実であること

※財務大臣の指定は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

イ) 寄付金を募集しようとする法人または団体の行う事業の内容及び寄付金の使途

ロ) 寄付金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象

ハ) 寄付金の募集期間

ニ) 募集した寄付金の管理方法

ホ) 寄付金の募集に要する経費

ヘ) その他指定のために必要な事項

※財務大臣は、寄付金の指定をしたときは、これを告知する。

② 次の要件を満たすと認められるものとして財務大臣が指定したものでないもの、特定公益増進法人等に対する寄付金

(2) (1)に該当しない寄付、一般寄付金

2. 支出する企業側の取り扱い

- (1) 指定寄付金として認められる寄付金の場合・支出額全額損金に計上できる。
- (2) 特定公益増進法人に対する寄付金の場合・次の算式により計算した金額の合計額の半分
  - ① 寄付金を支出した事業年度の末日現在の資本金等の額  $\times 3.75 / 1,000$
  - ② 寄付金を支出した事業年度の所得金額  $\times 6.25 / 100$
- (3) 一般寄付金の場合・次の算式により計算した金額の合計額の4分の1
  - ① 寄付金を支出した事業年度の末日現在の資本金等の額  $\times 2.5 / 1,000$
  - ② 寄付金を支出した事業年度の所得金額  $\times 2.5 / 100$